

福祉医療費受給者証の更新のお知らせ

3月中旬に郵送される申請書に必要事項を記入し、福祉医療費受給者証の更新の手続きを行ってください。

◆対象者

平成15年4月2日～平成16年4月1日生(新高校生世代)および
平成24年4月2日～平成25年4月1日生(新小学1年生)

◆日時

3月18日(月)～20日(水) 8:30～17:30

3月22日(金) 8:30～20:00

3月24日(日) 8:30～12:00

◆場所

健康福祉課 保険給付係(③番窓口)

◆持ち物

- ・申請書
- ・お子さまの保険証
- ・お子さま及び保護者の方の個人番号が分かるもの
- ・申請者の身分証(運転免許証等)
- ・印鑑(朱肉を使うもの)
- ・福祉医療費受給者証

問 健康福祉課 保険給付係(内線122)

国民健康保険証を更新します

皆さまのお手元にある神戸町国民健康保険証の有効期限は、平成31年3月31日までです。新しい保険証は、**簡易書留郵便**にて3月13日(水)頃から順次送付いたします。

今までの保険証は4月1日以降使用できません。悪用を防ぐため、期限切れの保険証は、住所や氏名等が見えないように裁断し、各自で破棄してください。

なお、直接保険証をお受け取りになりたい方は、健康福祉課保険給付係へ3月7日(木)までにご連絡ください。(保険証の受取につきましては、身分証及び印鑑を持参のうえ、3月18日(月)以降に窓口③番までお越しください。)

また、お勤め先の健康保険に加入された方は、国民健康保険の喪失の届出が必要になります。お勤め先の健康保険証・国民健康保険証・印鑑及び個人番号の分かるものをお持ちのうえ、健康福祉課で手続きをしてください。

問 健康福祉課 保険給付係(内線123)



「はらタクサービス事業」について



このサービスは、外出が困難な在宅高齢者等を対象に実施するサービスです。はらタクサービスのご利用にあたっては、利用証が必要となります。利用証の申請につきましては、健康福祉課で下記の「申請に必要なもの」をお持ちいただき手続きをしてください。

「サービス内容」

自宅等から町内目的地へのタクシーによる移送サービス(予約制)

※町外へ出ることはできません。

「利用者負担金」

1乗車一人につき1回200円(未就学児童は無料)

※タクシー運賃料金2,500円までを限度とする(限度額を超えた場合は利用者負担)

「対象者」 町内に住所がある方で、下記のいずれかに該当する方

- ・70歳以上の方
- ・障がいのある方[身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳保持者]
- ・指定難病患者の方[特定医療費(指定難病)受給者証保持者]
- ・運転免許証を自主返納された方[運転経歴証明書保持者]

「申請に必要なもの」

- ①印鑑(朱肉を使用するもの)
- ②身分証明ができるもの(健康保険証、身体障害者手帳など)
- ③写真(縦3cm×横2.5cm 無帽で正面を向いたもの 3か月以内に撮影されたもの)
- ④「取消通知書」または「運転経歴証明書」※運転免許証を自主返納された方のみ

※詳細につきましてはお問い合わせください。



▲町HP

問 健康福祉課 高齢福祉係(内線126)